

総行行第22号  
総行住第11号  
総行市第9号  
平成27年1月30日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長  
各指定都市議会議員

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

#### 地方自治法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第29号）、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第30号。以下「改正令」という。）、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第3号。以下「改正規則」という。）及び地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令（平成27年総務省令第4号。以下「省令」という。）は、本日公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成26年法律第42号。以下「改正法」という。）、改正令、改正規則及び省令は、下記第6に掲げる日から施行することとされました。

改正法の内容、留意事項等については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成26年5月30日付け総行行第87号・総行住第51号・総行市第179号各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長及び各指定都市議会議員あて総務大臣通知）により示したところですが、改正令、改正規則及び省令は、改正法の施行に伴う規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、各市区町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 総合区制度の創設に関する事項

- (1) 総合区長の解職の請求に係る署名収集期間を2箇月とすること等、総合区長の解職の請求に係る手続について、副市長の解職の請求と同様の規定が整備されたこと。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第121条関係）
- (2) 総合区長の更迭があった場合には、前任者は、法第252条の20の2第8項の規定により総合区長が執行することとされた事務を後任者に、市長から委任された事務を市長に引き継がなければならないものとされたこと。  
また、総合区が廃止された場合には、総合区長であった者は、その担任する事務を市長（指定都市が廃置分合により消滅したときは、新たに属した普通地方公共団体の長）に引き継がなければならないものとされたこと。（令第174条の48の2関係）
- (3) 条例で総合区を設置することとした場合には、市長は、総合区の設置の日までの間に、法第252条の20の2第4項の規定により議会の同意を得て総合区長を選任することが通常であるが、設置の日までに総合区長が選任されない場合については、総合区長が選任されるまでの間、その職務を市長が行うものとされたこと。（令第174条の48の4関係）
- (4) 総合区に総合区会計管理者1人を置くほか、総合区会計管理者の事務を補助させるため総合区出納員その他の総合区会計職員を置くことができるものとされたこと等、区会計管理者や区出納員その他の区会計職員と同様の規定が整備されたこと。（令第174条の48の5及び第174条の48の6関係）
- (5) 総合区の事務所又はその出張所の職員は総合区長が任命するものであるが、総合区会計管理者及び総合区出納員その他の総合区会計職員については、市長の補助機関である職員のうちから、市長がこれを命ずるものとされたこと。（令第174条の48の3、第174条の48の5第2項及び第174条の48の6第2項関係）
- (6) 総合区の選挙管理委員会の委員及び補充員は、当該総合区の区域内において選挙権を有する者の中からこれを選挙しなければならないものとすること等、総合区の選挙管理委員会について、区選挙管理委員会と同様の規定が整備されたこと。（令第174条の48の7関係）

### 第2 指定都市都道府県調整会議の設置に関する事項

#### 1 地方自治法施行令関係

- (1) 総務大臣は、勧告の求め（法第252条の21の3第2項に規定する勧告の求めをいう。以下同じ。）の取下げに同意したときは、その旨を相手方である指定都市の市長又は包括都道府県（法第252条の21の2第1項に規定する

- 包括都道府県をいう。以下同じ。)の知事及び国の関係行政機関の長に通知しなければならないものとされたこと。(令第174条の48の8第1項関係)
- (2) 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員に総務大臣の勧告について意見を求めたときは、直ちにその旨及び指定都市都道府県勧告調整委員の氏名を告示するとともに、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに国の関係行政機関の長にこれを通知しなければならないものとされたこと。(令第174条の48の8第2項関係)
- (3) 勧告の求めがあった事項に関する指定都市都道府県勧告調整委員の意見(以下「勧告に関する意見」という。)は、勧告の求めがあった日から90日以内に述べなければならないものとされたこと。(令第174条の48の8第3項関係)
- (4) 指定都市都道府県勧告調整委員は、総務大臣に勧告に関する意見を述べたときは、直ちにその旨及び当該勧告に関する意見を公表しなければならないものとされたこと。(令第174条の48の8第4項関係)
- (5) 指定都市都道府県勧告調整委員は、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに関係人に対して出頭及び陳述を求め、指定都市の市長及び包括都道府県の知事並びに関係人並びに勧告の求めに係る事件に関係のある者に対し、勧告に関する意見を述べるため必要な記録の提出を求めることができるものとされたこと。(令第174条の48の8第5項関係)
- (6) ①勧告に関する意見の決定、②令第174条の48の8第5項の規定による出頭、陳述及び記録の提出の求めについての決定は、指定都市都道府県勧告調整委員の合議によるものとされたこと。(令第174条の48の8第6項関係)
- (7) 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員に対し、勧告に関する意見を述べる経過について報告を求めることができるものとされたこと。(令第174条の48の8第7項関係)

## 2 地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手續に関する省令関係

- (1) 法第252条の21の3第1項の文書には、①指定都市の市長及び包括都道府県の知事、②総務大臣の勧告を求める事項、③指定都市都道府県調整会議における協議の経過、④申請の年月日、⑤その他総務大臣が勧告を行うについて参考となる事項を記載しなければならないものとされたこと。(省令第2条関係)
- (2) 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告に関する意見を述べるための審議を行う会議(以下単に「会議」という。)を主宰し、指定都市都道府県勧告調整委員を代表する、代表指定都市都道府県勧告調整委員を互選するものとされたこと。また、代表指定都市都道府県勧告調整委員に事故があるときは、代表指定都市都道府県勧告調整委員が指定する指定都市都道府県勧告調整委員がその職務を代行するものとされたこと。(省令第4条)
- (3) 指定都市都道府県勧告調整委員に欠員が生じた場合には、総務大臣が、指定

都市都道府県勧告調整委員となる資格を有する者のうちから、指定都市都道府県勧告調整委員を任命することができるものとされたほか、指定都市都道府県勧告調整委員に異動があった場合にも、既に行った手続には影響を受けないものとされたこと。（省令第5条関係）

- (4) 代表指定都市都道府県勧告調整委員は、会議を招集し、会議の期日及び場所を定めるほか、必要があると認めるときは、当該会議の期日及び場所を変更することができるものとされたこと。（省令第6条関係）
- (5) 代表指定都市都道府県勧告調整委員は、会議の期日における秩序の維持を行うほか、勧告に関する意見を述べる手続の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができるものとされたこと。（省令第7条関係）
- (6) 指定都市の市長又は包括都道府県の知事が出席する会議は、指定都市都道府県勧告調整委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開するものとされたこと。（省令第8条関係）
- (7) 指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告に関する意見を述べるため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができるものとされたこと。（省令第9条関係）
- (8) 指定都市都道府県勧告調整委員は、令第174条の48の8第5項及び省令第9条の規定により情報の収集を行うときは、会議の期日外においてもこれを行うことができるものとされたこと。（省令第10条関係）
- (9) ①指定都市の市長又は包括都道府県の知事が出席する会議の公開の決定、②参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定は、指定都市都道府県勧告調整委員の合議によるものとされたこと。（省令第11条関係）
- (10) 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、代理人を選任又は解任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を指定都市都道府県勧告調整委員に届け出なければならないものとされたこと。（省令第12条関係）

### 第3 中核市制度と特例市制度の統合に関する事項

- (1) 特例市に関する規定を削除するものとされたこと。（改正前の令第2編第8章第3節関係）
- (2) 改正法附則第2条に規定する施行時特例市（以下「施行時特例市」という。）については、関係政令において、施行時特例市が現に処理することとされている事務を第3に関する規定の施行後においても引き続き処理するものとされたこと。（改正令附則第2条から第15条まで関係）

### 第4 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事項

- (1) 法第260条の38第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に①所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書、②地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「則」という。）第18条の規定により提出した保有資産目

録等、③申請者が代表者であることを証する書類、④法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとされたこと。（則第22条の2関係）

- (2) 法第260条の38第2項に規定する公告は、①申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所、②申請書に記載された申請不動産に関する事項、③申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨、④異議を述べるができる期間及び方法に関する事項について行うものとされたこと。（則第22条の3第1項関係）

なお、当該公告は、各市町村の掲示場に掲示する等の方法とともに、異議を述べるができる登記関係者等が当該市町村の区域内のみならず全国に存在しうると考えられるため、官報、インターネットの利用その他の適切な方法により、全国的に公告することが望ましいこと。

- (3) 法第260条の38第2項の規定により異議を述べようとする登記関係者等は、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとされたこと。（則第22条の3第2項関係）

- (4) 法第260条の38第4項に規定する証する情報の提供は、則第22条の3第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとされたこと。（則第22条の4関係）

- (5) 法第260条の38第5項に規定する通知は、則第22条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとされたこと。（則第22条の5関係）

なお、当該通知書には異議を述べた者の個人情報が含まれているため、通知書の送付に当たっては、各市町村の個人情報保護条例等に照らして適切に取り扱うこと。

## 第5 その他の事項

改正法の施行に伴い、所要の規定の整備が行われたこと。

## 第6 施行期日

改正令、改正規則及び省令は、改正法の施行の日（平成28年4月1日）から施行するものとされたこと。ただし、第3及び第4に関する規定については平成27年4月1日から施行するものとされたこと。（改正令附則第1条、改正規則附則第1項及び省令附則第1項関係）